

定期建物賃貸借契約書（案）

福岡市（以下「貸付人」という。）と〇〇〇〇〇〇〇（以下「借受人」という。）は、貸付人の所有する第2条記載の貸付物件について、次のとおり定期建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定期建物賃貸借）

第1条 本契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する定期建物賃貸借による契約とする。

2 本契約は、借地借家法及び民法（明治29年法律第89号）の規定にかかわらず、第3条に規定する貸付期間満了日をもって終了する。

3 貸付人は、第3条に規定する貸付期間満了日の1年前から6か月前までの間（以下「通知期間」という。）に、借受人に対して、本契約が終了する旨を書面により通知する。

4 貸付人が通知期間の経過後に借受人に対し、期間の満了により本契約が終了する旨の通知を行った場合は、その通知の日から6か月を経過した日をもって、本契約は終了する。

（貸付物件）

第2条 貸付人は、次に掲げる貸付物件（以下「本物件」という。）を借受人に貸付け、借受人はこれを借り受ける。

建 物	名 称	ボートレース福岡 外向発売所内 売店
	所 在 地	福岡市中央区那の津一丁目7番5号
	貸付面積	62.52 m ²

自 動 販 売 機 設 置	名 称	ボートレース福岡 外向発売所内
	所 在 地	福岡市中央区那の津一丁目7番5号
	貸付面積	約 2.34 m ² （自動販売機2台設置用）

2 本物件の位置図等は、別添図のとおりとする。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

2 この契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。

(貸付物件の用途等)

第4条 借受人は、本物件を、次の表に掲げる用途として、自ら使用する目的で借り受けるものとする。

用途	コンビニエンスストアの営業
	自動販売機の設置

- 2 前項に規定する用途は、原則として変更を認めない。
- 3 借受人は、本物件の使用に際して、責任者の氏名、連絡先を貸付人に届け出るものとする。
- 4 借受人は、本物件を規定の用途に供するために要する費用の全てを負担しなければならない。

(店舗・自動販売機の開業)

第5条 借受人は、貸付開始日から原則2か月以内に店舗の開業及び自動販売機の設置をするものとする。

- 2 借受人は、やむを得ない事由により前項に規定する期日までに店舗の開業・自動販売機の設置をすることができない場合は、あらかじめ書面により、その理由及び前項に規定する期日の変更を申し出るとともに、前項に規定する期日までに貸付人の承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合において、借受人は、貸付人が承諾した新たな期日までに店舗の開業・自動販売機の設置をするものとする。

(貸付料)

第6条 貸付期間中の各月の貸付料（以下「月額貸付料」という。）は、貸付物件における借受人の当該月（初日から末日までの間をいう。ただし、自動販売機を設置する者による当該自動販売機の売上金額の月ごとの集計期間がこれと異なるときは、自動販売機による売上金額の月ごとの集計は、当該自動販売機を設置する者の集計期間によるものとする。）の売上金額（コンビニエンスストアの営業による売上及び自動販売機による売上の合計額をいい、消費税及び地方消費税を含む。）に100分の〇を乗じて得た額又は最低限度月額のうちいずれか多い額とする。

- 2 前項の売上金額には、次の表に掲げる商品に係る売上げ及び役務の提供の対価（同表左欄第1項及び第2項に掲げるものについて第三者から借受人に支払われる手数料を含む。）を含まないものとする。

	商品又は役務	例示
1	借受人が第三者から販売を委託されているもの	切手、葉書、収入印紙、福岡市ごみ処理券等
2	プリペイドカード	ＱＵＯカード、テレホンカード、携帯電話カード等
3	借受人が第三者から収納を委託されているもの	電気料金、ガス料金、水道料金、電話・通話料金、公租公課等
4	借受人が第三者から受付を委託されているもの	宅配便

- 3 借受人は、外向発売所内売店売上げ実績報告書（コンビニエンスストア・自動販売機の売上内訳を添付すること。）を貸付人に提出して、毎月 10 日までに前月の売上金額を報告しなければならない。
- 4 第 1 項の令和 8 年度最低限度月額、83,190 円（内消費税等 7,562 円）とする。
- 5 貸付人は、第 1 項の最低限度月額が、土地価格の変動その他の事情により不相当となったと認めるときは、将来に向かってこれを変更することができる。
- 6 第 1 項の規定により算出した額に 1 円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（納付期日）

第 7 条 借受人は、前条に定める貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により納期限までに貸付人の指定する金融機関に支払わなければならない。

（水道光熱費等）

第 8 条 借受人は、本物件の使用により生じる水道光熱費を負担する。なお、水道光熱費は、貸付人の検針及び算定により算出し、その納付に要する振込手数料等の経費は、借受人の負担とする。

- 2 貸付人は、借受人に対して、水道光熱費を請求する。なお、水道光熱費に関する料金改定及び消費税等の税率に変更があった場合は、これを反映させた上で、借受人に請求する。
- 3 借受人は、第 2 項に規定する本物件の水道光熱費を、貸付人の発行する納入通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。
- 4 借受人は、本物件の使用に伴う清掃及びごみ処理について、自己の責任及び負担において対応しなければならない。

（保証金）

第 9 条 借受人は、貸付人が指定する日までに、契約保証金として、金 998,280 円（第 6 条第 4 項に規定する最低限度月額の 1 年分）を、貸付人の発行する納入通知書により納付しなければならない。

- 2 貸付人は、本契約の終了後、第 24 条第 1 項に規定する借受人の義務の履行を確認したときは、借受人の請求により、保証金を返還する。この場合において、本契約に基づき生じる借受人の債務で未払いのものがあるときは、貸付人は、当該未払額を差し引いた残額を借受人に返還する。
- 3 前項の場合において、返還する保証金には、利息を付さない。また、保証金から差し引く金額がある場合は、その内訳を明示しなければならない。
- 4 借受人は、本契約の終了前に、保証金をもって、本契約に基づき生じる借受人の債務の弁済に充当することはできない。

(延滞利息)

第 10 条 借受人は、貸付料、水道光熱費、その他本契約に関して借受人が貸付人に対して負う金銭債務（以下「貸付料等」という。）の支払いが遅れた場合は、当該納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、当該金額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年 14.6%の割合を乗じて計算した金額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を延滞利息として、貸付人の発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、貸付料の額が 2,000 円未満である場合又は遅延利息の額が 1,000 円未満である場合においては、徴収しない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(充当の順序)

第 11 条 借受人が貸付料等及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から先に充当する。

(契約不適合責任)

第 12 条 借受人は、第 2 条の事項が契約の内容に適合することを容認し、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、貸付人に対し物件の修補、損害賠償等の請求又は契約の解除をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、借受人が個人（事業として又は事業のために本契約の当事者となる場合におけるものを除く。）である場合には、貸付物件に契約の内容に適合しないことを発見したときに、その事実を知ったときから 1 年以内に限り、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

(届出)

第 13 条 借受人は、次の各号に該当するときは、書面により速やかに貸付人に届け出なければならない。

- (1) 借受人の所在地、会社名又は代表者氏名の変更があったとき。
- (2) 第 4 条第 3 項の規定に基づき貸付人に届け出た内容に変更があったとき。
- (3) 借受人の地位について合併等による承継その他の変動が生じたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本物件の営業に関し重大な変更があったとき。

(権利譲渡等の禁止)

第 14 条 借受人は、本契約によって生じる権利及び義務を、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 借受人は、本物件の全部又は一部を、第三者に使用させてはならない。

3 前項の規定にかかわらず、借受人は、本物件をいわゆるフランチャイズ契約を締結した第三者（以下「フランチャイズ加盟者」という。）に使用させることができる。

4 前項の場合において、借受人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) フランチャイズ届出書を貸付人へ提出し、貸付人の承認を得ること。

(2) フランチャイズ加盟者に対して、本契約は更新がない定期建物賃貸借契約であることを、フランチャイズ契約にかかる賃貸借契約の書面とは別個独立した書面を交付して説明するとともに、説明したことを証する書面を、説明後速やかに借受人とフランチャイズ加盟者との連名で、貸付人へ提出すること。

(3) 本物件を、第 4 条第 1 項に規定する用途と異なる用途で、フランチャイズ加盟者に使用させないこと。

(4) 借受人において登録した商号を、本物件の屋号としてフランチャイズ加盟者に使用させること。

(5) フランチャイズ契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ貸付人と協議し、貸付人の承諾を得ること。

(6) フランチャイズ契約が期間満了又は解約により終了するときには、あらかじめ貸付人に報告すること。

(7) 第 17 条に規定する工事及び第 24 条に規定する原状回復工事については、すべて借受人において、借受人の負担により実施すること。

(8) フランチャイズ加盟者が、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 30 号）及び同条例に基づく「福岡市の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」に基づく排除措置対象者であることが判明した場合、借受人はフランチャイズ加盟者との間のフランチャイズ契約を解約すること。

(9) 本物件のフランチャイズ加盟者による使用に伴い、貸付人に損害を与えた場合は、すべて借受人においてその賠償の責めを負うこと。

(10) フランチャイズ加盟者が第 15 条各号に規定する条件に違反した場合、借受人は、速やかに事実関係を貸付人に報告するとともに、フランチャイズ加盟者に違反を是正させ、又はフランチャイズ加盟者とのフランチャイズ契約を解約すること。

(11) 本契約に関する諸手続きは、借受人が一切を行い、フランチャイズ加盟者に行わせないこと。

5 第 3 項の場合において、借受人は、次の各号に掲げる事項について、フランチャイズ加盟者の同意を得るとともに、当該事項を、フランチャイズ加盟者との間で締結する契約書に盛り込まなければならない。

- (1) フランチャイズ契約の内容は、本契約に規定された用途と相違ないこと。
- (2) フランチャイズ契約が、本契約の存在を前提として成立していること。
- (3) フランチャイズ契約の契約期間が、本契約の終了日を超えないこと。
- (4) 本契約の終了日まで、本物件を貸付人に明渡さなければならないこと（フランチャイズ契約の契約期間中に本契約が解約された場合を含む。）。
- (5) フランチャイズ加盟者による借地借家法第 33 条に規定する造作買取請求権並びに民法第 608 条に規定する必要費及び有益費用償還請求権の行使を排除すること。
- (6) フランチャイズ加盟者が、本物件に関する公募の申込資格を満たさないことが判明した場合、借受人はフランチャイズ加盟者との契約を解約すること。
- (7) フランチャイズ加盟者から借受人に対して役員等名簿を貸付人の指定する様式にて提出するとともに、当該名簿を借受人から貸付人に提出することについて、フランチャイズ加盟者は同意すること。
- (8) 貸付人が、前号の規定に基づき提出を受けた役員等名簿を福岡県警察本部への照会確認に供することについて、フランチャイズ加盟者は同意すること。
- (9) フランチャイズ加盟者から借受人に対して次に掲げる項目を記載した届出書を提出するとともに、当該届出書を借受人から貸付人に提出することについて、フランチャイズ加盟者は同意すること。
 - 1. フランチャイズ加盟者名（商号、屋号等）
 - 2. 代表者
- (10) フランチャイズ契約によって生じる権利及び義務を、フランチャイズ加盟者以外の第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないこと。
- (11) 本物件の全部又は一部を、フランチャイズ加盟者以外の第三者に使用させてはならないこと。
- (12) 第 15 条各号に規定する事項を遵守すること。
- (13) 善良な管理者としての注意をもって、本物件を使用しなければならないこと。
- (14) 借受人若しくはフランチャイズ加盟者が、契約に規定する事項に違反したとき又は違反する恐れがあると貸付人が認めるときは、貸付人は借受人若しくはフランチャイズ加盟者が貸付を受けた施設に調査のために立入り、または借受人若しくはフランチャイズ加盟者に対し、事情聴取を行うことができる。

（禁止行為）

第 15 条 借受人は、本物件内及び本物件を含む建物内において、何人にも次に掲げる行為又は活動を行わせてはならない。

- (1) 喫煙行為及び喫煙室の設置（あらかじめ貸付人が許可した場所を除く。）
- (2) 不衛生、臭気、騒音等により他者に迷惑となる行為（そのおそれのある行為を含む。）

- (3) 宿泊行為及び夜間の待機行為（宿直その他名目の如何を問わない。）
 - (4) 危険物の持込みその他公衆に危害を及ぼす恐れ又は嫌悪を感じさせる恐れのある行為
 - (5) 維持保全を阻害する行為
 - (6) 本物件外への行列等によりポートレース福岡外向発売所利用者の通行を妨げる行為
 - (7) 本物件外への商品、立て看板等の設置及び本物件外でのチラシ配り等の営業活動行為
 - (8) 可燃性のポスター類を本物件の外壁及び本物件外に掲出する行為
 - (9) 第4条第1項に掲げる用途以外の看板、サインージ等の表示物を掲出する行為（本物件の内外を問わない。）
 - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業にかかる行為
 - (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は法律の規定により公の秩序等を害するおそれのあると指定されている団体等を利する用途にかかる行為その他暴力的な行為
 - (12) 宗教活動
 - (13) 政党による活動その他政治的活動
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、関係法令が禁止する行為、公序良俗に反する行為及び本契約に反する行為
- （善管注意義務）

第16条 借受人は、善良な管理者としての注意をもって、本物件を使用しなければならない。

- 2 借受人は、本物件に関する清掃、ゴミ処理及び借受人財産の設備の定期点検を、借受人の責任において行うものとする。

（工事）

第17条 借受人は、本物件の改修、模様替え又は内装設備等の新設、付加、除却若しくは変更（以下「改修工事等」という）を実施する場合は、あらかじめ書面により、その詳細を報告するとともに、工事の施工前に貸付人の承諾を得なければならない。

- 2 改修工事等に要する費用は、借受人の負担とする。
- 3 借受人は、改修工事等の施工に際しては、貸付人の指示及び監督に従うとともに、改修工事等が完了したときは、速やかに貸付人に報告しなければならない。
- 4 借受人は、改修工事等の実施に際しては、本物件を含む建物内への影響等を考慮するとともに、消防法、建築基準法その他関係法規及び行政指導等を遵守しなければならない。

- 5 借受人が、無断で改修工事等を実施した場合又は貸付人が承諾した内容と異なる改修工事等をした場合は、貸付人は、当該改修工事等を変更若しくは中止させ、又は当該改修工事により設置された内装設備等を撤去させることができる。
- 6 借受人は、改修工事等により貸付人財産に属する設備等の維持管理に関する費用が増加した場合は、当該増加費用を負担しなければならない
(維持管理等)

第 18 条 本物件の使用に関して、借受人が新設又は付加した内装設備等の維持管理及び修繕に関する費用は、借受人の負担とする。

- 2 本物件の使用により生じる清掃及びゴミ処理に関する費用は、借受人の負担とする。
- 3 本物件内の借受人が新設又は付加した内装設備等に賦課される公租公課は、宛名又は名義人の如何にかかわらず、借受人の負担とする。
- 4 本物件の使用に関して、借受人の責めに帰すべき事由により生じた修繕の費用は、借受人の負担とする。
- 5 借受人は、本物件内及び本物件を含む建物内で修繕を要する箇所を発見した場合は、速やかに貸付人に通知しなければならない。この場合において、本物件内の修繕は、借受人が行うものとし、その詳細については、あらかじめ貸付人と協議しなければならない。
- 6 貸付人は、借受人に対して、本物件の定期点検の結果及び維持管理状況等について報告を求めることができる。この場合において、借受人は、誠実かつ正確に報告しなければならない。
- 7 貸付人は、前項の規定に基づく報告により、是正すべき事項が判明した場合は、借受人に対して、是正を催告することができる。この場合において、借受人は、当該催告に従わなければならない。

(毀損)

第 19 条 借受人は、借受人又はその使用人等が、本物件及び本物件を含む建物の一部又は全部を故意又は過失により毀損したときは、速やかに貸付人に報告するとともに、貸付人の指定する期間内に修繕しなければならない。この場合において、貸付人は、合理的な期間を指定するものとする。

- 2 借受人が、貸付人の指定する期間内に修繕しない場合は、貸付人は、借受人に代わってこれを修繕することができる。この場合において、借受人は、その費用を速やかに貸付人に支払わなければならない。

(調査協力義務)

第 20 条 貸付人は、本物件について随時その使用状況を実地に立入調査することができる。この場合において、借受人は、これに協力しなければならない。

(一方的な解約)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する場合、貸付人は、通知又は催告をすることなく、直ちに本契約を解約することができる。この場合において、第 1 号に該当する場合を除き、借受人は貸付人に対して、異議を申し立て、又は損害賠償を請求することができない。

- (1) 貸付人、国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、本物件を必要とするとき。
 - (2) 借受人が、解散若しくは会社分割をし、又は他に合併されたとき。
 - (3) 借受人が、第 4 条第 1 項の規定に違反して本物件を使用したとき。
 - (4) 借受人が、第 5 条第 1 項又は第 3 項に規定する期日までに店舗を開業することができない場合。
 - (5) 借受人が、第 7 条の規定に違反して、貸付料の支払いを 3 月以上怠ったとき。
 - (6) 借受人が、第 14 条各項及び第 15 条各号の規定に違反したとき。
 - (7) 借受人が、第 16 条第 1 項の規定に違反して本物件を荒廃に至らしめたとき。
 - (8) 借受人が、営業に必要な許可を受けることができないとき又は営業に必要な許可の取消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (9) 借受人又はその使用人等の故意又は過失による火災、漏水等の発生によって、貸付人の事業に支障を生じさせたとき。
 - (10) 本契約の締結にあたり、借受人が、福岡市暴力団排除条例及び同条例に基づく「福岡市の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」に基づく排除措置対象者であることが判明したとき。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、借受人又はフランチャイズ加盟者に、本契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき。
- 2 借受人は、前項第 2 号から第 11 号までの規定により本契約が解約された場合は、解約の理由となる事実発生日が属する年度の最低限度月額額の 1 年分の 2 分の 1 の額を、違約金として貸付人に支払うものとする。
- 3 前項の場合において、貸付人に損害が生じた場合で、その損害額が前項の規定に基づく違約金の額を超えるときは、借受人は、その超える額を賠償しなければならない。

(合意による解約)

- 第 22 条 借受人は、契約期間の満了前に本契約を解約しようとする場合は、解約しようとする日の 6 月前までに、貸付人に対してその旨を書面で申請するとともに、貸付人の書面による承認を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、貸付人は、解約金として、解約を申し出た日が属する年度の最低限度月額額の 1 年分の 2 分の 1 の額の納付を借受人から受けた後、承認するものとする。

3 貸付人は、契約期間の満了前に本契約を解約しようとする場合は、解約しようとする日の6月前までに、借受人に対してその旨を書面で通知するとともに、借受人の書面による承認を受けなければならない。

4 前項の場合には、貸付人借受人相互に損害賠償の請求をしない。
(不可抗力による終了)

第23条 天災地変その他不可抗力により本物件が使用できなくなる等本契約を引き続き継続することが困難となったときは、本契約は終了する。

2 前項の場合には、貸付人借受人相互に損害賠償の請求をしない。
(原状回復義務)

第24条 契約期間の満了又はその他の事由により本契約が終了する場合は、借受人は、本契約の終了日までに、自己の負担により本物件の原状回復を実施し、貸付人に明渡さなければならない。なお、原状回復とは、借受人の財産区分になっているもの全てを撤去し清掃を行うことをいう。

2 借受人は、前項の規定に基づき貸付人に本物件を明渡した後、直ちに貸付人の確認を受けるとともに、貸付人の承認を受けなければならない。

3 前項の規定に基づく承認後に、本物件内に残置された物件があると判明した場合は、借受人は、直ちにこれを撤去しなければならない。

4 本契約の終了後、本物件を借受人以外の事業者が借り受ける場合において、借受人と当該事業者との間で合意し、かつ、貸付人の承諾を得たときは、前各項の規定にかかわらず、原状回復を行わずに、当該事業者に本物件を明渡することができる。

5 本契約の終了後、本物件を借受人が再度借り受ける場合は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、借受人は、原状回復を行わないことができる。
(移転料等の請求禁止)

第25条 借受人は、本物件の明渡しに際し、その事由及び名目の如何にかかわらず、借受人が支出した費用のうち、借地借家法第33条に規定する造作買取請求並びに民法第608条に規定する有益費用償還請求、移転料の請求、立退料等の請求及び借受人が新設、付加した内装等の買取りその他内装等に関する一切の費用の請求をすることができない。

(明渡しの遅延)

第26条 本契約の終了日までに借受人が本物件を明渡さない場合は、本契約の終了日の翌日から本物件の明渡しが完了する日までの間、借受人は、貸付人に対して、貸付料に相当する額の倍額を、使用損害金として支払わなければならない。

2 本契約の終了日までに借受人が本物件を明渡さない場合において、貸付人に損害が生じた場合は、借受人は、前項の規定に基づく使用損害金とは別途、当該損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第 27 条 借受人は、本契約の履行に際して貸付人又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。本契約の内容に違反する行為により貸付人又は第三者に損害を与えた場合もまた同様とする。

- 2 借受人又はその使用人、関係人若しくは顧客等が、故意又は過失により貸付人に損害を与えたときは、借受人は、直ちにその旨を貸付人に通知するとともに、当該損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第 28 条 貸付人は、ボートレース福岡の利用者を含む第三者による盗難、器物損壊その他貸付人の責めに帰さない事由により借受人が被った損害について、賠償する責任を負わない。

- 2 貸付人は、建物所有者として通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、ボートレース福岡に関する貸付人の構造物及び工作物（以下「構造物等」という。）からの漏水、構造物等のき裂、構造物等の一部落下その他構造物等に起因する事由により借受人が被った損害について、賠償する責任を負わない。

- 3 貸付人は、貸付人の責めに帰さない事由による事故又は本物件、本物件を含む建物の維持管理に必要な修理、変更若しくは改造工事に伴う本物件の一時使用停止措置により借受人が被った損失について、補償する責任を負わない。

- 4 貸付人は、第 21 条の規定に基づき本契約を解約したことにより借受人が被った損害に対して、賠償する責任を負わない。ただし、同条第 1 項第 1 号に基づき解約した場合は、借受人は当該解約によって生じた損失について、その補償を求めることができる。

(防火管理体制の確立)

第 29 条 借受人は、貸付人の指定する防火管理者の指揮の下、防火管理体制を確立しなければならない。

- 2 借受人は、本物件にかかる店舗に勤務する者のうちから、火元責任者を選任し、貸付人に届け出なければならない。

- 3 借受人又はフランチャイズ加盟者は、貸付人が実施する防災訓練等に協力しなければならない。

(トラブル、苦情等への対応)

第 30 条 借受人は、貸付物件における使用や管理等に伴い第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、速やかに貸付人に連絡するとともに、その費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

(守秘義務)

第 31 条 貸付人借受人双方は、本契約の締結及び履行に関し、知り得た相手方に関する一切の情報を法律上その開示が義務づけられる場合を除き、他に開示しない。契約期間の満了又はその他の事由により本契約が終了した後も同様とする。

(その他遵守事項)

第 32 条 借受人は、本契約の履行に際し、本件公募要項に定める事項を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第 33 条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第 34 条 本契約に関し疑義が生じた場合又は本契約に定めがない事由が発生した場合には、その都度、貸付人借受人双方が誠意をもって協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 35 条 本契約に関する訴えの管轄は、福岡市役所所在地を管轄区域とする福岡地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

貸付人 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市

福岡市長 高 島 宗 一 郎

印

借受人 所 在 地

会 社 名

代表者氏名

印